

ラートブルフ『法哲学の日常問題』の意義について

著者	足立 英彦
著者別名	Adachi, Hidehiko
雑誌名	亜太比較法研究会 報告原稿
ページ	4p.
発行年	2007-05-20
URL	http://hdl.handle.net/2297/10140

2007年5月20日

亜太比較法研究会（汕頭大学）

ラートブルフ『法哲学の日常問題』の意義について

足立英彦（金沢大学法学部）

1. ラートブルフの遺稿について

グスタフ・ラートブルフ（Gustav Radbruch, 1878-1949）は、20世紀前半に活躍したドイツの法学者である。彼は生前、非常に多くの論文や図書を公表したが、これらの論文や図書は、すべて、死後に公表された一部の論文・図書、ラートブルフが出した手紙の一部とあわせて、アルトウール・カウフマン（Arthur Kaufmann）によって編集された『グスタフ・ラートブルフ全集』（Gustav Radbruch Gesamtausgabe, 20 Bde.）に収められている。

ところで、ラートブルフが書き残したものは他にも存在する。例えば、全集に収録されていない手紙、日記、未公表の講演原稿、そして様々な講義の草稿などである。これらの遺稿は、ラートブルフの死後、彼の妻であるリディア・ラートブルフ（Lydia Radbruch）が保存し、現在ではドイツのハイデルベルク（Heidelberg）大学図書館手稿部（Handschriftenabteilung）に所蔵されている。それらの保存状態はきわめてよく、また、所蔵目録は、ハイデルベルク大学図書館のシュタンゲ（Manfred Stange）らによって編集され出版されている（Nachlaßverzeichnis Gustav Radbruch (1878-1949), 2001）。ラートブルフの書く文字は比較的読みやすく、また、手稿部で遺稿の複写を依頼することも可能であるので、今後、彼の遺稿を利用した研究の進展が期待される。

2. 『法哲学の日常問題』の概要

「法哲学の日常問題（Rechtsphilosophische Tagesfragen）」は、1919年5月12日にキール大学教授となったラートブルフが同月24日より行った講義であり、私とニルス・タイフケ（Nils Teifke）の編集を経て、2004年に出版された¹。ラートブルフのキール大学への赴任が学期途中であったためか、講義の回数は通常より少ない8回となっている。各回はそれぞれおおよそ一つのテーマを扱っており、読者の便宜のために私が見出しをつけておいた。

¹ Gustav Radbruch, Rechtsphilosophische Tagesfragen: Vorlesungsmanuskript. Kiel, Sommersemester 1919, Baden-Baden 2004.

- 第 1 回 法律学的実証主義批判 (Kritik am juristischen Positivismus)
- 第 2 回 正義、法の目的と歴史状況 (Gerechtigkeit, Zweck des Rechts und die historische Lage)
- 第 3 回 社会主義という基盤の上における諸国家観の対立 (Gegensatz der Staatsauffassungen auf dem Boden des Sozialismus)
- 第 4 回 三つの国家観における個人の個性と国家 (Individualität und Nation in der drei Staatsauffassungen)
- 第 5 回 戦争の哲学 (Philosophie des Krieges)
- 第 6 回 永久平和とその組織、国際連盟について (Vom Ewigen Frieden und von seiner Organisation, dem Völkerbund)
- 第 7 回 宗教哲学 (Religionsphilosophie)
- 第 8 回 法学教育と国民教育の改革 (Reform des juristischen Studiums und die Volksbildung)

内容は多岐にわたっているが、本報告ではとりわけ法哲学的なテーマを扱っている最初の二回の内容に焦点を絞り、そこから読み取れる意義について検討したい。

3 『法哲学の日常問題』の意義

『法哲学の日常問題』には、当時 40 歳であったラートブルフの学問観が凝縮されている。そこには、従来の主張を再度繰り返している部分 (3. 1) と、新しい主張を行なっている部分 (3. 2) がある。どちらも、ラートブルフの法哲学理解にとって非常に重要と思われる。

3. 1 実証主義批判

ラートブルフは、第 1 回目の講義において、従来の法学が実証主義的であったという批判を行っている。彼は次のように述べる。「我々は、これまでの怠慢を厳しく自覚し、そこから革新の仕事を始めなければならない。その怠慢とは実証主義、自然主義、歴史主義という語で呼ばれたものであり、次のような信念と共に進行したものである。すなわち、学問の唯一の任務は事実の探求であり、物事の価値や我々の行為の目的を明らかにするためには、そのような事実の探求だけで十分である、もっと短く言えば、存在から当為を導き出しうる、という信念である。」そして、そのような信念に基づく「法律学的実証主義 (der juristische Positivismus)」について次のように述べる。「法律学的実証主義にとっては、法は本質的に法律と同じであり、国家意思と同じである。法と権力、法と恣意の違いは消えてなくなったように思われる。法は国家権力と手を取りあって歩み、国家のあらゆる恣

意は法律の形式を装って法となる。法学、それは権力に対する偶像崇拜である。」²

ここで重要なのは、ラートブルフの批判の対象となっている「実証主義」という言葉を正確に理解することである。というのは、「実証主義」という言葉は多義的に用いられるので、ラートブルフが「実証主義」という言葉で意味する主張の内容を正確に理解しなければ、ラートブルフの批判の趣旨を誤解することになるからである。

彼が念頭に置いている「実証主義」は、学問の探求対象を事実限定し、価値や目的といったものを学問の対象から除外しようとする態度である。ラートブルフは、存在 (sein) の世界と当為 (sollen) の世界を峻別し、前者についての命題によって後者についての命題を正当化することは不可能であるとする新カント派西南ドイツ学派の方法二元論の立場に立つ。ラートブルフにとっての実証主義とは、まさにこの、事実命題によって価値命題を正当化しようとする存在一元論のことである。ラートブルフの実証主義批判は、彼の二元論の立場からの存在一元論批判であるといえよう。

このような意味での実証主義批判は、すでにラートブルフの初期の著作において、例えば歴史法学批判として³、または、刑法学者リスト (Franz von Liszt) の自然主義に対する批判として⁴行われている。しかし、より注目すべきなのは、このような実証主義批判が、第二次世界大戦後も再び繰り返されている、という点である。たとえばラートブルフは、敗戦直後に公表した「5分間の法哲学」において、法律の効力を無条件に認める見解を「実証主義的学説 (die positivistische Lehre)」と呼び、それが「法律家を、非常に残忍な、非常に犯罪的な法律に対して無抵抗にした」⁵と主張しているが、この主張は、『法哲学の日常問題』での彼の主張とほぼ同じであるといえよう。このように、『法哲学の日常問題』は、ラートブルフの実証主義批判が終生一貫していたことを証明する一資料として重要であると思われる。

3.2 平等原則

周知の通り、ラートブルフはその主著『法哲学』(1932)をはじめとする多くの著作で、法の理念は正義であり、その正義は「平等原則 (等しき者は等しく扱え)」「合目的性」「法的安定性」という三つの要素から構成されていることを繰り返し強調している。しかしながら、その第一の要素である「平等原則」をラートブルフが強調し始めたのは第一次世界大戦後である、ということについてはあまり知られていないのではないだろうか。彼の著作を古い順に見ていくと、法の「合目的性」と「法的安定性」の重要性については第一次大戦前の著作で述べられているものの、平等原則について言及されるのは、私の知る限り、

² Radbruch, Rechtsphilosophische Tagesfragen, 2004, S. 33.

³ Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie (1914), Gustav Radbruch Gesamt Ausgabe [GRGA] Bd. 2, S. 26.

⁴ Radbruch, Über die Methode der Rechtsvergleichung (1905/06), GRGA Bd. 15, S. 154.

⁵ Radbruch, Fünf Minuten Rechtsphilosophie (1945), GRGA Bd. 3, S. 78.

1919年の『法哲学の日常問題』の2回目が最初である⁶。

その半年ほど前、すなわち1918年の12月にラートブルフは社会民主党（SPD）に加盟申請を行い、新しい共和国への支持を鮮明にする。そのようなラートブルフにとって、批判の対象となる法律観は、一つは先ほど検討した権威主義的＝実証主義的法律観であるが、もう一つは当時の共産党の法律観、いわゆる唯物論的な法律観である。『法哲学の日常問題』においてラートブルフは次のように述べている。「唯物論的歴史観によれば、法は、あらゆる文化と同様、各時代の技術状況と経済構造の上部構造であり、階級闘争における各時代の権力関係の表現に過ぎない。そこで重視されるのは、常に支配階級の暴力のみが法という形式で表現されるということであるが、その際同時に、暴力が法という形式を装うことは決して無意味ではない、ということは重視されないのである。（・・・）明らかなのは、法は国家や階級の単なる恣意とは何か異なっているということである。法は、法自身が自ら欲しないとしても、正義への企て（ein Versuch zur Gerechtigkeit）なのである。」⁷正義とは、ラートブルフによれば「等しき者を等しく扱う」ことを求める平等原則のことである。そして、この平等原則は搾取される階級にとっても、また、将来の社会主義社会においても重要であるとラートブルフは主張する⁸。

以上のように、『法哲学の日常問題』は、ラートブルフに「平等原則」の重要性へ目を向けさせた一つの理由が当時の政治情勢であったことを我々に明らかにしてくれる。社会民主主義者であったラートブルフは、どのような権力であっても、それが法という形式を装う限り、「等しき者を等しく扱う」という「平等原則」に拘束されること、すなわち恣意的な支配が抑制されるということに注目し、唯物論的法律観はそのことを見過ごしているとして批判したのである。

4 おわりに

本報告では『法哲学の日常問題』の意義として、次の2点を挙げた。すなわち、第一に、同書を読むことによって、ラートブルフが終生一貫して実証主義批判を行ったことを確認できるということ、第二に、ラートブルフは『法哲学の日常問題』の講義において初めて「平等原則」の重要性を指摘したこと、またそれは、唯物論的な法律観に対する批判の論拠としてであったことを確認できるということを挙げた。本報告が、ラートブルフの法哲学を理解するための一助となれば幸いである。

以上

⁶ 以下、詳しくは Hidehiko Adachi, Die Radbruchsche Formel. Eine Untersuchung der Rechtsphilosophie Gustav Radbruchs, Baden-Baden 2006, S. 54-62 を参照されたい。

⁷ Radbruch, Rechtsphilosophische Tagesfragen, S. 36-37.

⁸ Radbruch, Klassenrecht und Rechtsidee (1929), GRGA Bd. 2, S. 484.